

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中の考え方に基づき、主体的に事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求されたい。

記

- 1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準の範囲内とすること。
- 2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。
- 3 各部局の主体的判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや合理的根拠に基づく施策の立案に取り組むという「栃木県行財政改革大綱2026～2030」（以下「行財政改革大綱」という。）の趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位の見極めを行い、客観的な根拠を明らかにした上で要求すること。
なお、限られた人員を重要課題に配分できるよう、決算状況も踏まえながら、多額の不用額が生じている事業や優先順位の低い事業を積極的に廃止するなど大胆な見直しを行うこと。不十分な場合には、再度の見直しを求めることがある。
また、職員給与も行政コストであることを踏まえ、増員等を前提とする予算要求は、原則として認めない。
- 4 重点戦略マネジメントにおいて「別枠要求を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示するところにより要求すること。
なお、「別枠要求を認める」とされた事業であっても、政策経営会議等での議論や意見が適切に反映されていない場合は、必ずしも予算措置されとは限らないことに留意すること。
- 5 行財政改革大綱に盛り込まれた取組項目については、改革効果を確実に発現できるよう積極的に対応すること。
なお、人件費の削減など歳出削減につながる事業又は歳入確保に結び付く事業

に係る要求については、別途協議に応じることとしている。

- 6 デジタルマーケティング事業等については、「令和 9（2027）年度当初予算要求におけるデジタルマーケティング事業等の取扱いについて（通知）」（令和 8（2026）年 4 月 14 日付けデジタル戦略課長通知）に基づき、デジタル戦略課と協議が調ったものに限り要求すること。

また、各種イベントや広報・PR 事業等については、施策効果の最大化等の観点から、従来の手法を見直し、更なるデジタル化を検討すること。

- 7 国の予算編成等の状況を的確に把握し、要求への反映に努めること。

特に、予算編成過程において検討することとされている、補正予算依存の財政運営から脱却するため当初予算での措置を要する恒常的な施策や、金額を明示しない事項のみの要求がなされている重要政策等については、国の動向により、県の予算編成が大きな影響を受けることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、国の予算編成や地方財政対策等によっては、予算編成作業の弾力的対応を求めることがあるので留意すること。

- 8 働き方改革の観点から、予算編成に関する各部局の裁量拡大など、内部意思決定プロセスの見直しを図ってきたことから、これらを理解の上、要求内容を十分精査するとともに、要求作業の更なる効率化にも努めること。

- 9 新規事業の構築、既存事業の拡充等に当たっては、各部局の主体的判断に基づく取組による財源確保が基本となることから、更なる自主財源の充実・確保を図ること。

- 10 昨今の物価高騰や賃金上昇を踏まえ、予定価格等の積算に当たっては実勢を踏まえた労務単価や資材価格を反映するなど、官公需における適切な価格転嫁を徹底すること。

なお、前年度に引き続き、物価高騰等への対応を図るための要求枠を別途設定したので、委託料等の見直しについて適切に対応すること。